

杉並区建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置の促進 に関する計画の策定について

令和6年12月3日に「杉並区建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置の促進に関する計画（案）」を公表し、区民等の意見提出手続を実施しました。その結果等を踏まえ、当該計画（案）を一部修正した上で、以下のとおり策定したので報告します。

1 区民等の意見提出手続の実施状況

- (1) 実施期間
令和6年12月3日（火）～令和7年1月6日（月）（35日間）
- (2) 公表方法
①広報すぎなみ（令和6年12月5日臨時号）及び区公式ホームページ
②文書による閲覧（建築課、区政資料室、区民事務所、図書館）
- (3) 意見提出実績
総数9件（個人9件）延べ23項目
 - ・郵送 1件 延べ1項目
 - ・電子メール 2件 延べ7項目
 - ・ホームページ 6件 延べ15項目

2 提出された意見全文と区の考え方等

- (1) 区民等の意見全文と区の考え方
別紙1のとおり
- (2) 計画（案）の修正一覧
別紙2のとおり
なお、区民等意見による修正1か所を含め、5か所の修正を行う。

3 修正後の計画

- ・杉並区建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置の促進に関する計画概要版
別紙3のとおり
- ・杉並区建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置の促進に関する計画
別紙4のとおり

4 その他

第3章3-1 建築士から建築主への説明義務の「説明義務の対象とする建築物」については、第1回区議会定例会へ「杉並区建築物再生可能エネルギー利用促進区域内における説明義務の対象となる建築物の用途及び建築の規模を定める条例（以下「条例」という。）案」を提出しており、その議決をもって決定とする。

5 今後のスケジュール（予定）

令和7年 4月 計画運用開始
6月 条例の施行

区民等の意見の全文と区の考え方

※網掛けの部分は、計画に反映させた意見

| No. | 意見(全文) | 区の考え方 | 修正の有無 |
|----------------|--|--|-------|
| 全般的なご意見 | | | |
| 1 | 計画拝見し、是非この内容で施行していただきたいと思いました。 | ご意見の趣旨を踏まえ、計画に記載の取組を進めてまいります。 | 無 |
| 2 | アメリカではトランプ大統領が当選し脱炭素からの転換が来年から始まります。ドイツはEV 推進を大幅に後退させました。地球温暖化の原因が二酸化炭素であるという根拠はなく、世界的な脱炭素詐欺が終わろうとしています。 東京都は二酸化炭素を吸収する葛西臨海公園の貴重な樹木を伐採して、太陽光パネルを設置しようとする矛盾した行動をしています。太陽光パネルは20年から30年で大量の廃棄物として処理不能となり環境問題を引き起こします。 「建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度」の導入そのものに反対します。 | 地球温暖化については、「気候変動に関する政府間パネル(IPCC)」の報告等を踏まえ、防止に向けた世界的な合意がされていると認識しています。 都の「太陽光発電設置解体新書」に記載のとおり、太陽光パネルはリサイクルが可能であり、首都圏にも複数のリサイクル施設があります。 太陽光発電パネルの戸建住宅等への設置は、効果的に再生可能エネルギーの導入拡大を図ることができるため、建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度の導入は必要と考えております。 | 無 |
| 3 | ■「杉並区建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置の促進に関する計画(案)」について; ・骨子に賛同します。否定する箇所はありません。全国で同時に始動している基本的な内容になっています。 | ご意見の趣旨を踏まえ、計画に記載の取組を進めてまいります。 | 無 |
| 4 | ・また、全体を通じて「杉並区」の個性が浮き彫りになっている計画案とは感じられません。 ・区民の化学反応を醸成するような、「杉並区」ならではの計画案とするために、内容の付加が必要と感じられます。 ・■杉並区民が大事にしていること; ・「第4章 再エネ利用設備の設置にあたって配慮する事項」→「4-3 景観への配慮」のところが重要です。 ・「・・・区内には、良好な自然的景観の維持を目的とした風致地区があります。また、杉並区景観計画では 区内全域を景観計画区域と定め、「水とみどりの景観形成重点地区」、「一般地域」に区分して景観づくりの方針などを示し、みどり豊かな美しい住宅都市としてあり続けるための景観づくりを推進しています。・・・」 ・木造住宅密集地域や過密で都市的な商業地域を有してはいますが、杉並区全体として | 本計画は、更なる脱炭素化の推進に向けて、建築物への再エネ利用設備の設置を促進する「建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度」の導入のために、法で規定する事項について定めるものです。 区としても、みどりも再生可能エネルギーも重要と考えておりますが、これらに関する区の施策につきましては、杉並区みどりの基本計画や杉並区地球温暖化対策実行計画などに定めるものと理解しております。 なお、本計画では、「みどり豊かな住宅都市」という杉並区の特徴を保全するため、再エネ利用設備設置にあたっては景観への配慮が必要である旨を計画に記載しております。 | 無 |

| | | | |
|---|--|---|---|
| | <p>はみどり豊かな住宅都市を指向し、重視している区民性があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区民が誇りにしていることに焦点を当て、他にはない、杉並ならではの内容を計画案に加筆することが重要と感じられます。 ・広く世界に目を向けると、人工的な「太陽光発電」が「みどり」と共存している実例も多くあります。 <p>無機質な機器類だけが建物に張り付く再エネ設置推奨から脱却して、本計画案が、「再エネ」も「みどり」も共に大事にしていることを示す計画案になったとき初めて「杉並区ならではの計画案」になるのではないのでしょうか。</p> | | |
| 5 | <p>再エネ利用設備につきまして、太陽光パネルについて反対意見を申したいです。</p> <p>まず火災発生時にただちに消火活動が出来ない。</p> <p>そしてパネル事態に危険な成分があるため、処分出来ない危険な産業廃棄物になる。</p> <p>そんな危険なものを頑張って配置したところで、2 酸化炭素の排出削減量は現在の0.006%とききました。</p> <p>そのようにあまりに危険なものを、しかもたいしてCO2を削減できないものを努力義務化までする必要はないと思います。</p> | <p>都の「太陽光発電設置解体新書」に記載のとおり、東京消防庁では、太陽光パネルが設置されている住宅等の火災において、隊員の安全確保策を講じた上で放水による消火活動を行っています。なお、廃棄に関して太陽光パネルはリサイクルが可能であり、首都圏にも複数のリサイクル施設があります。</p> <p>太陽光発電は、日光を直接的に電力に変換するため、発電そのものに燃料が不要で、運転中は温室効果ガスを排出しません。原料採鉱・精製から廃棄に至るまでのライフサイクル中の二酸化炭素排出量を含めても、非常に少ない排出量での電力供給が可能であり、脱炭素の取組効果に寄与するものと認識しています。</p> <p>一般的な戸建住宅に太陽光発電設備を設置した場合、1 世帯あたり平均二酸化炭素排出量の60%以上の削減効果が見込まれます。</p> | 無 |

促進区域内で適用される措置についてのご意見(第3章関連)

| | | | |
|---|---|---|---|
| 6 | <p>・「ソーラーカーポート」記述への比重が大きすぎる点、再エネ促進全体像からみてアンバランスに感じます。</p> | <p>ソーラーカーポート等設置に関する建ぺい率、容積率等の建築基準法の特例許可の要件について、必要な事項を記載したところ、修正案の文量になったものです。</p> | 無 |
| 7 | <p>なお、建築士が使うことの出来る区作成のリーフレットでは、電気代がお得になることなどに加え、背景にある温暖化の現状についても言及いただきたいです。</p> <p>ところで、こちら建売住宅にはどのように適</p> | <p>ご意見はリーフレット作成時の参考にさせていただきます。</p> <p>本計画の運用を開始する令和7年(2025年)4月1日以降は、建売住宅についても建築主(販売事業者)に再エネ利用設備</p> | 無 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | 用されふのでしょうか。つい先月、我が家の隣地に建売住宅が完工しましたが、太陽光パネルはついていません。建売住宅に対しても対策が必要だと思います。 | 設置の努力義務が生じます。 また、この制度とは別に、東京都の環境確保条例に基づき、年間二万㎡以上を供給する事業者には、令和7年(2025年)4月1日から太陽光発電設備の設置が義務化されます。 | |
| 8 | 再生エネルギー利用設備としてソーラーパネルが挙げられていますが、火災時に放水ができない、廃棄時に有害物質が漏洩するなどの危険性が指摘されています。杉並区はただでさえハザードマップの火災リスクが高い地域が多いので、火災時の延焼や二次災害が懸念されるのではないのでしょうか。努力義務とするのならば、その点について区で準備している対策を示してほしいです | 都の「太陽光発電設置解体新書」に記載のとおり、東京消防庁では、太陽光パネルが設置されている住宅等の火災において、隊員の安全確保策を講じた上で放水による消火活動を行っています。 また、太陽光パネルの廃棄に当たっては、専門事業者を通じてリサイクル等も含めた適切な処理が行われていると認識しております。なお、都は太陽光パネルリサイクル費用の助成を行っており、区ホームページでも紹介しております。 | 無 |

建築物への再エネ利用設備の設置促進及び普及啓発についてのご意見(第5章・第6章関連)

| | | | |
|----|--|--|---|
| 9 | <p>該当案件に対する支援は基本的に新設工事が対象となっていると思われます。これに加え既に設置済の設備に対する改修修理に対する支援を拡大して頂きたいと思っています。</p> <p>当方は設置して15年になり特にパワーコンディショナが5年前に修理しましたが寿命は5年程と言われました。パネル自体の修理は必要無いと思われますがパワーコンディショナの互換製品が無いようでどうするかも問題ですし蓄電池と組合せた改修ができるかもしれないと思っています。何れにしても費用はかなりかかりそうです。</p> <p>同様な事例はかなり発生しているのではないかとというのが提案の理由です。</p> | <p>都ではパワーコンディショナの更新費用に対して、対象経費の2分の1、10万円を上限として補助金を支給していますので、引き続き制度の周知に努めてまいります。</p> | 無 |
| 10 | <p>「第6章 建築物への再エネ利用設備設置の普及啓発・機運醸成に関する事項」の見直し構成について私見を述べさせていただきます。</p> <p>■「第6章 建築物への再エネ利用設備設置の普及啓発・機運醸成に関する事項」への構成見直しの提案</p> <p>・「6-1」に、杉並区の「普及啓発・機運醸成」のことがわずか4行で記載されていますが、少なすぎます。この内容の厚みをしっかり増やすことが重要です。</p> <p>・提案として最初に「6-1 東京都と連携した普及啓発・機運醸成」を置き、次に「6-2 杉並区ならではの再エネ利用設備の</p> | <p>普及啓発・機運醸成についてのご意見を踏まえ、第6章建築物への再エネ利用設備設置の普及啓発・機運醸成に関する事項に、区立施設を通じて行っている普及啓発の取組等を記載します。その他のご意見は今後の参考とさせていただきます。</p> | 有 |

| | | |
|---|--|--|
| <p>普及啓発・機運醸成」を置き、将来展望を含めた内容をたくさん、具体的に打ち出すべきです。</p> <p>■「第 6 章／6-2 杉並区ならではの再エネ利用設備の普及啓発・機運醸成」の構成提案；</p> <p>(1)リーフレット・HP での設置促進案内；杉並区では、区民向けに本制度の内容、再エネ利用設備導入の効果および設置促進に資する補助制度等を記載したリーフレットを作成してHP掲載。HPのほか、区役所、区民事務所、図書館等での配付も行います。</p> <p>(2)普及啓発講座等の企画・開催；</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再エネの技術は日進月歩です。最前線の専門家から年間を通じて定期的に学ぶ講座等を企画・開催します。 ・グローバルな視点で、海外・国内の優良事例を学び、導入のメリットや新技術について学習します。 ・日本では事例の少ない「再エネ設備と緑化との共存の優良事例」は海外には多数あり杉並区民は全国どの自治体よりも早く、国内で先陣をきって学びの機会を得ることが期待されます。 ・オンライン講座が開催コストの点で現実的ですので、積極的に取り入れます。 ・一過性の行事は避け、広く区民で共有するために、アーカイブ配信を前提に企画します。 <p>(3)杉並区内の優良事例の発掘と紹介、区外優良事例の研究；</p> <ul style="list-style-type: none"> ・杉並区内の優良設置事例の発掘と紹介。(状況が許せば顕彰事業も有効) ・進行中の杉並区内の建築計画やまちづくりにおける優良事例の学習 ・区外の優良事例の見学会開催や導入に向けての情報共有 <p>(4)杉並区内の公共施設における実践を目指す；</p> <ul style="list-style-type: none"> ・杉並区全体での公共施設を舞台とした再エネの有効活用を研究・実践。 ・クリエイティブな研究企画の担当部署を区役所内に設ける。 ・【一例】 ＜防災拠点を兼ねた再エネの効果的な連携活用＞ | | |
|---|--|--|

| | | |
|--|--|--|
| <p>杉並区内近隣地域のグループ化された 5～10 の学校・病院等がネットワーク連携して、災害時にも協力できる体制を日常からつくる。児童・生徒のカーボンニュートラル学習に利用すると同時に再エネの活用を通じて地域住民と公共施設が平時から強い絆を形成する。「再エネ」を核に置いた防災拠点の事例を、区内全地域で公平に、システムティックに展開・実践する。</p> <p>【他の例】住宅に限定しない、公共施設・商業施設・企業施設・鉄道施設・道路・河川ほか建物に張付いた設備に限定せず、再エネ設備設置の促進に関するアイデアを発信する部署を区役所内に設けると同時に広く区民のアイデアも募り、区民・産・官・学一体で促進に寄与する全身体制を構築してゆく。</p> <p>-----</p> <p>上記提案に関係する参考情報を以下に挙げ、意見提出とさせていただきます。</p> <p>< 参考情報一覧 ></p> <p>(1) JIA2050 カーボンニュートラル連続セミナー(2023.12.12-岸本聡子区長登壇) https://www.jia.or.jp/jia-official/cms/wp-content/uploads/2023/11/a57ca7b476e1046180b8780d5b49adb0.pdf https://www.youtube.com/watch?v=FYlqT0mpeyg https://www.jia.or.jp/jia-official/cms/wp-content/uploads/2023/12/a9c5a4a63f1a39b4e0957e895f15c105.pdf</p> <p>(2) JIA 杉並地域会・土曜学校(2021.11.27) https://jia-kanto.org/suginami/84/ https://jia-kanto.org/suginami/wp/wp-content/uploads/2022/11/doyou_2021_2.pdf https://jia-kanto.org/suginami/84/</p> <p>(3) 滝川薫氏(SJS スイス-日本サステナビリティ交流会代表)紹介 2024 年スイス・ソーラー大賞 受賞事例(非住宅) ○自転車道の屋根として設置した例 https://www.solaragentur.ch/de/solarpreis/schweizer-solarpreis/2024/piste-cyclable-sig-1242-satignyge</p> | | |
|--|--|--|

| | | | |
|----|--|--|---|
| | <p>○国の兵舎の倉庫の屋根として採光型パネルを設置した例 https://www.solaragentur.ch/de/solarpreis/schweizer-solarpreis/2024/455- armasuisse-immobilier-eigent-1860-aiglevd ○温室の屋根に日よけとして設置した例 https://www.solaragentur.ch/de/solarpreis/schweizer-solarpreis/2024/agri-pv-lubera- 9470-buchssg ○1491年築造の教会の屋根材として設置した例 https://www.solaragentur.ch/de/solarpreis/schweizer-solarpreis/2024/185- reformierte-peb-kirche-trin-7014-tringr (4)211206-田中良(前)区長への提出資料 「杉並の 2050 カーボンニュートラルへの挑戦」 JIA 杉並地域会 寺尾信子・河野進・石井祐樹・利光収 https://www.studioteraos.com/_files/ugd/1115ec_e02f28b4c7db4738a9291bf597c8c2ad.pdf</p> | | |
| 11 | <p>■過去の失敗; ・わずか3年前、JIA 杉並地域会・土曜学校で、再生可能エネルギー、特に「太陽光発電」の話題を採り上げたとき、専門家を含め、全体として無関心もしくは冷ややかで、行事の後援依頼に応じて頂けないケースもありました。とりわけこの地域では「太陽光発電」にネガティブなイメージが浸透しているらしいことを肌で感じました。 ・本計画案を通読しますと、再エネ(太陽光発電設備・太陽熱利用設備)の利用が社会的に常識化しつつあるように読み取れますが、杉並区民全体の意識が、短期間に変化しているとは考えにくいです。</p> | <p>区民への再エネ利用設備の普及啓発・機運醸成に向けて、わかりやすい情報提供に取り組んでまいります。</p> | 無 |
| 12 | <p>一般家庭へ再生可能エネルギーを推進することも必要だと思うので、建築士や工務店などが説明しやすいパンフの作成などで普及に努めつつ、助成金の用意も大事かと思えます。</p> | <p>再エネ利用設備導入費用助成は平成15年(2003年)から行っており、設置促進に努めているところです。また区民及び説明義務が生じる建築士に向けたリーフレット配布等による普及啓発の取組を進めていきます。 再エネ利用設備の普及啓発・機運醸成に向けて、わかりやすい情報提供に取り組んでまいります。</p> | 無 |
| 13 | <p>できるだけ広い面積での設置が電力を産むことを考えたら、屋上面積のある自社ビルの</p> | <p>事業所やマンション、商店街を含め、様々な用途の建物で設置していただける</p> | 無 |

| | | | |
|--|--|---------------------------|--|
| | 企業やマンションのオーナーへの積極的な声掛けも。それと、商店街のアーケードの屋根などを活用してもらうようにするなど。 | よう、再エネ利用設備の普及啓発に努めてまいります。 | |
|--|--|---------------------------|--|

その他の区の施策についてのご意見

| | | | |
|----|--|--|---|
| 14 | ちなみに、本件はできない再エネ設備に関してなのでここで求めることではないかもしれませんが、建物の断熱レベルについても、国より高い基準を求めるなどの区としての施策を求めます。こちらも建築士に対して説明義務を課すべきものだと思います。合わせて検討をお願いします。 | この制度とは別になりますが、建築士による断熱などの建築物のエネルギー消費性能の向上に資する事項の説明については、建築物省エネ法の改正により令和7年(2025年)4月1日から努力義務化されます。本制度による建築士の説明義務と併せて、説明を行っていただけるよう、建築士へ働きかけてまいります。 | 無 |
| 15 | ■「建築物」に張り付いた設備から、敷地内全体もしくは街全体での設備対応を示唆し記述を広げること； ・計画案の内容では、「建築物」に張り付いた設備の規定が詳述されています。 ・法律適用の緩和という観点で、これを否定はしませんが、「設置の促進」について建築物に張り付いていない設備の促進についての言及も盛り込むことを期待します。 | 本計画は、法に基づき建物に設置する再エネ利用設備について定めるものであることから、建築物に設置する再エネ利用設備について記載しています。建築物への設置以外の再エネ利用設備については、杉並区地球温暖化実行計画の中で記載しています。 | 無 |
| 16 | 設置の促進に関することではないのですが。公共施設や個人設置レベルでなく、もっと地域住民がみんなで電気を作って、みんなで使う仕組みを作っていく必要があると思います。 | 今年度実施した杉並区気候区民会議でも、一人ひとりが発電に取り組んで、再生可能エネルギーを地産地消することを目指す旨の意見提案がありました。区では、区民・事業者とともに、より一層の再生可能エネルギーの普及促進に向けて取り組んでまいります。 | 無 |
| 17 | たとえば商店街のアーケードの屋根に設置したりして商店街レベルで管理するとか。売電して商店街の運営費に当てたり、住民みんなが参加できる仕組みが欲しいです。農園などの設置可能だと思うので、今後は地域レベルでの動きだと思います。 | 商店街のアーケードへのソーラーパネルの設置につきましては、都及び区において、補助制度を設けておりますので、引き続き商店街へ周知を図ってまいります。農園へのソーラーパネルの設置につきましては、生産緑地法上の農地は売電を目的とした太陽光発電設備の設置はできない規定になっており、農地の大半が生産緑地である杉並区においては、難しさがありません。今後、法改正などでご提案いただいた取組を進めることができましたら、検討させていただきます。 | 無 |
| 18 | ただもっと早く再生可能エネルギーを広げていくには、庁舎はじめあちこちの公共施設に率先して太陽光パネルと蓄電の装置を設置していったほうがいいのではないかと思います。 | 区立施設の再エネについては、杉並区地球温暖化対策実行計画(事務事業編)で重点的取組として位置づけ、可能な限り太陽光発電や蓄電池等の再生可能エネルギー設備の導入拡大を進めることと | 無 |

| | | | |
|----|--|---|---|
| | | しています。また、空間の有効活用の可能性について検証することを目的として設置した路面太陽光発電の発電量や区立施設に設置している太陽光発電設備導入容量を区ホームページに掲載するなど、区民・事業者への普及啓発にも努めてまいります。 | |
| 19 | 公園などにもパネルと蓄電装置を設置した屋根付きのオープンな休憩スペースを設けて、それこそ参加型予算のアイデアにあった太陽光での電灯と充電ができるようにするなどどうでしょう。 | 規模の大きな公園の新設や改修の機会を捉え、導入の検討を進めてまいります。 | 無 |
| 20 | それから、ソーラーシェアリングで農業をやっている人たちが最近ではだいぶ増えました。杉並にも農園や農地が結構ありますが、適度な日陰を作って農作業をしつつ電気を作り出すことができるので、農地での太陽光発電ができれば一石二鳥で多くの電力ができるのではないかと思います。 そんなソーラーシェアリング農地などでできた電力を、再エネを扱う電力会社(例えばグリーンピープルズパワーなど)に運用してもらい杉並区民が使えるようなシステムができるといいなと思います。区内で作ったエネルギーを区民が使う地産地消エネルギー、できないかな。 | ソーラーシェアリングは、太陽光を農業生産と発電の双方で活用する取組で、農産物の収入に加え、再生可能エネルギーの創出や、売電による収入や自家での利用など、農業経営、営農活動のメリットが期待できます。 しかし、生産緑地法上の農地は売電を目的としたソーラーシェアリングは設置できない規定になっており、農地の大半が生産緑地である杉並区においては、ソーラーシェアリングの普及には難しさがあります。 今後、法改正などでご提案いただいた取組を進めることができましたら、検討させていただきます。 | 無 |
| 21 | それと、これは関係なく旧若杉小跡地の活用の話になってしまうのですが、ソーラーシェアリング農地の一つとして杉並野菜を作り、飲食提供できる場を作るのも活用の中の一つに入れたい(まだ一部の案です)など考え中。 | 旧若杉小学校跡地の本格活用については、その内容を検討するワークショップを実施しており、今後、オープンハウス等により区民の方からの意見もいただきながら、令和7年度(2025年度)に基本方針を策定する予定です。 今回いただいた意見につきましても、跡地活用を検討する際の参考にさせていただきます。 | 無 |
| 22 | 江東区では水素のバスが運行しているそうです。 すぎ丸など区内の路線バスを水素バスしてみるのはいかがでしょうか？ 併せて水素ステーションを設置してはいかがでしょうか。 | 南北バスすぎ丸に関しては、現状小型の水素バス車両が販売されていない等の理由を含め、杉並区地域公共交通計画に基づき電気バスを導入することとしており、現在1台の電気バス車両を導入し運行しているところです。 | 無 |
| 23 | 区営住宅の新改築→緑豊かな敷地面積(狭ければ住宅部分を上へ延ばす)。 1Fを共同共用部分(ゆうゆう館等の機能)・学生・若者・障害・高令者用の居室やグループホーム等に活用。 公共交通機関等へのアクセス重視。区民ニ | 区営住宅に関しては、公営住宅法により耐用年数が築70年とされており、現在、改築時期を迎えている住宅はありません。将来的な改築に際しては、いただいたご意見を参考に取組を進めてまいります。 | 無 |

| | | |
|--|--|--|
| <p>ーズをしっかり掴んで建築に反映させていく。 自然エネルギー100%活用。生ゴミを飼料に、敷地用に菜園を、ベンチを置いてくつろげるスペースを！！ 区民・利用者が計画立案等に参加できる機会を設ける。</p> | | |
|--|--|--|

杉並区建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置の促進に関する計画修正一覧

(下線部分を修正。区民等意見による修正は網掛けで記載)

| No | 頁 | 項目 | 計画面 | 修正内容 | 修正理由 |
|----|----|------------------------------------|---|---|--------------------------------------|
| 1 | 1 | 1-1 背景と目的 | これにより、区市町村が再生可能エネルギー利用設備（以下「再エネ利用設備」という。）の促進計画において再生可能エネルギー利用促進区域（以下「促進区域」という。）を定める | これにより、区市町村が再生可能エネルギー利用設備（以下「再エネ利用設備」という。）の促進計画において建築物再生可能エネルギー利用促進区域（以下「促進区域」という。）を定める | より適切な記述に修正 |
| 2 | 6 | 3-1 説明義務の対象とする建築物 | ただし、法令等による現状変更の規制などにより再エネ利用設備の設置が困難である文化財等や一時的建築される仮設建築物は対象から除外します。 | ただし、法令等による現状変更の規制などにより再エネ利用設備の設置が困難である文化財等や一時的に建築される仮設建築物は対象から除外します。 | 脱字修正 |
| 3 | 8 | 3-4 (2) 建築基準法第52条（容積率制限）に対する許可 | ○ 屋上、陸屋根若しくは地上にソーラーカーポート等を設置する場合、太陽光パネルや太陽熱利用設備の設置により周囲に対する日影が増大しないこと | ○ 屋上、陸屋根若しくは地上にソーラーカーポート等を設置する場合、太陽光パネルや太陽熱利用設備の設置により周囲に生じる日影について、日影規制における日影時間が増大しないこと | より適切な記述に修正 |
| 4 | 10 | 3-4 (4) 建築基準法第55条（絶対高さ制限）に対する許可 | ○ 太陽光パネルや太陽熱利用設備の設置により周囲に対する日影が増大しないこと | ○ 太陽光パネルや太陽熱利用設備の設置により周囲に生じる日影について、日影規制における日影時間が増大しないこと | より適切な記述に修正 |
| 5 | 17 | 6-1 再エネ利用設備の普及啓発・機運醸成 | 6-1 再エネ利用設備の普及啓発・機運醸成 杉並区では、区民向けに本制度の内容や再エネ利用設備導入の効果、再エネ利用設備の設置促進に資する各種補助制度を併せて案内するリーフレットを作成し、区ホームページでの案内の他、区役所本庁舎や区民事務所、図書館等で配布するとともに、太陽光発電システム普及啓発講座等においても情報提供を行います。 | 6-1 杉並区における再エネ利用設備の普及啓発・機運醸成 杉並区では、再エネ利用設備の設置促進に向けて、以下の普及啓発・機運醸成の取組を実施します。 (1) 区民・事業者への情報提供 区民や事業者向けに本制度の内容や、再エネ利用設備の設置促進に資する各種補助制度を併せて案内するリーフレットを作成し、区ホームページでの案内の他、区役所本庁舎や区民事務所、図書館等で配布するとともに、太陽光発電システム普及啓発講座等においても情報提供を行っていきます。 (2) 区での取組の情報発信 杉並区地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の重点的取組「区立施設における、太陽光発電や蓄電池等、可能な限りの再生可能エネルギー設備の導入拡大」に基づき取組を進めています。 空間の有効活用の可能性について検証することを目的として設置した路面太陽光発電の発電量や区立施設に設置している太陽光発電設備導入容量を区ホームページに掲載するなど、普及啓発に引き続き努めていきます。 | 区民等の意見提出手続による意見を踏まえ、区での取組の情報発信の記述を追記 |

1 背景と目的

建築分野における太陽光発電等の再生可能エネルギーの積極的活用を目的として、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律が改正され、令和6(2024)年4月に「建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度」(以下「本制度」という。)が施行されました。

これにより、区市町村が再生可能エネルギー利用設備(以下「再エネ利用設備」という。)の促進計画において建築物再生可能エネルギー利用促進区域(以下「促進区域」という。)を定めることで、促進区域内において、再エネ利用設備の設置促進につながる措置を講ずることが可能となりました。

これを受け、東京都は、都内での本制度の活用による再エネ利用設備の設置の一層の促進を目的に、「東京都建築物再生可能エネルギー利用促進計画策定指針」(以下「都指針」という。)を策定しました。

杉並区では、ゼロカーボンシティの実現に向けて令和4(2022)年5月に新たな杉並区環境基本計画を策定し、脱炭素社会の実現に向けた取組を進めています。

こうしたことから、更なる脱炭素化の推進に向けて、建築物への再エネ利用設備の設置を促進するため、本制度を導入し「杉並区建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置の促進に関する計画」を策定します。

2 杉並区における促進区域と再エネ利用設備の種類

(1) 杉並区における促進区域

促進区域は、「杉並区全域」とします。

(2) 設置を促進する再エネ利用設備の種類

「太陽光発電設備」及び「太陽熱利用設備」とします。

3 促進区域内で適用される措置

促進区域内では、次の措置が適用されます。

(1) 建築士から建築主への説明義務

建築士が、促進区域内において説明義務の対象の建築物を設計する場合に、建築物へ設置することができる再エネ利用設備の種類や規模を建築主に説明する義務が生じます。この説明事項とあわせて、再エネ利用設備導入の意義やメリット、設置により生じる費用等について、建築主が建築士から情報提供を受けることにより、再エネ利用設備の設置促進が期待できます。

【説明義務の対象とする建築物】

- 用途 文化財等及び仮設建築物以外のすべての建築物
- 規模 建築する床面積の合計が10平方メートルを超える建築物
※別途、説明義務の対象となる建築物の用途・規模を定める条例を制定します。

(2) 建築主の再エネ利用設備設置の努力義務

建築主には、建築物の建築又は修繕等を行う場合に、再エネ利用設備の設置の努力義務が生じます。

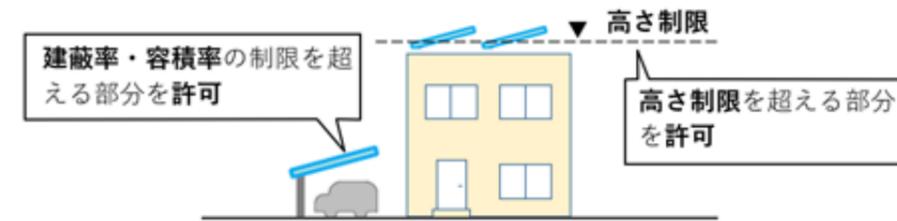
(3) 区市町村の情報提供等の支援に関する努力義務

区市町村は、建築主や建築士が前述の義務を適切に履行することができるよう、建築主や建築士へ情報提供、助言その他の必要な支援を行う努力義務が生じます。

(4) 建築物の特例許可

区域内の建築物に対して、建築基準法における建ぺい率や高さ制限等の特例許可を受けることを可能とするための要件を定めます。

特例許可を受けることにより、高さ制限等を超える場合であっても、ソーラーカーポートや太陽光発電設備等の再エネ利用設備の設置が可能となります。



特例許可の例 (太陽光パネル設置の場合)

表1 特例適用要件

| 緩和規定 | 特例適用要件 |
|---------------|--|
| 容積率 (52条) | ① 屋上、陸屋根若しくは地上にソーラーカーポート等を設置するもの、または、建築物内に太陽熱利用設備に係る蓄熱層、貯湯槽、補助熱源等を設置するものであること ② 屋上、陸屋根若しくは地上にソーラーカーポート等を設置する場合、太陽光パネルや太陽熱利用設備の設置により周囲に生じる日影について、日影規制における日影時間が増大しないこと ③ 屋上若しくは陸屋根にソーラーカーポート等を設置する場合、又は、建築物内に太陽熱利用設備に係る蓄熱層、貯湯槽、補助熱源等を設置する場合、圧迫感が増大しないこと ④ 地上にソーラーカーポート等を設置する場合、敷地内に空地を有すること |
| 建ぺい率 (53条) | ① 地上にソーラーカーポート等を設置するものであること ② 敷地内に空地を有すること ③ ソーラーカーポート等と敷地境界線との間に距離を有すること ④ 避難上支障ないこと |
| 高さ (55条) | ① 屋上又は陸屋根にソーラーカーポート等、太陽光パネル又は太陽熱利用設備を設置するものであること ② 太陽光パネルや太陽熱利用設備の設置により周囲に生じる日影について、日影規制における日影時間が増大しないこと |
| 共通 | ① 太陽光発電設備又は太陽熱利用設備を設置する建築物とする ② ソーラーカーポート等を設置する場合、その架台下を「屋内的に利用しない」又は、架台下の用途が「自動車庫」又は「通常であれば屋内的な用途」であり、交通負荷が増大しないこと ③ ソーラーカーポート等を設置する場合、国土交通大臣が認める高い開放性を有する構造であること |

※ 高度地区における高さ制限(58条)は、北側への影響に対する配慮等、良好な居住環境の保全を目的とした規定であるため、特例許可の対象から除外します。

※ 具体的な許可基準については、東京都が都指針で示す許可基準を基本とし、杉並区建築審査会の同意を得たうえで決定します。

4 再エネ利用設備の設置にあたって配慮する事項

(1) 適切な維持管理

発電性能等を維持し、安全に太陽光発電設備や太陽熱利用設備を使用するためには、定期的な点検等を行い、適切に維持管理していくことが重要です。

専門事業者に依頼して行う定期的な点検のほか、太陽光発電設備では、日常的な発電電力量の確認が、太陽熱利用設備では、ボイラー周囲に可燃物がないか、配管等の水漏れがないかなどを確認する日常点検が推奨されています。

○安全のために気を付けること

- ・パネルの確認や清掃など屋根に上って行う作業は専門の業者に依頼しましょう。

○発電電力量をチェックしましょう

- ・毎月、前年同月の月間発電電力量と比較して極端に発電電力量が減っていないか確認しましょう。
- ・年に1回、年間の発電電力量を合計し、前年1年間の発電電力量から大きく減っていないか確認しましょう。

○定期的な点検

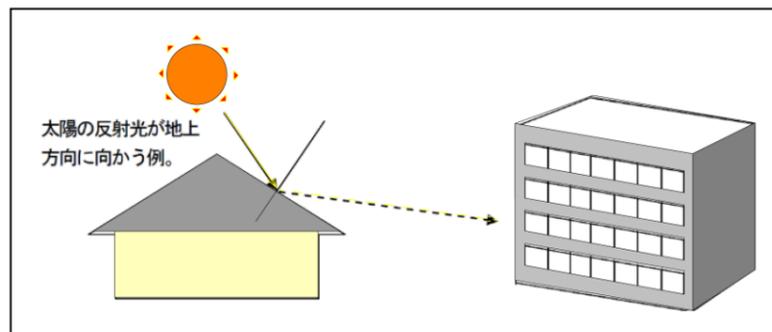
- ・一般的な住宅地では、定期的に屋根に登って掃除する必要はほとんどありませんが、「設置1年後」、「5年後」、その後は「4～5年に1度」の定期点検が推奨されています。

住宅用太陽光発電設備を長く・大切に使うために」(東京都環境局 令和5(2023)年5月)より抜粋

(2) 太陽光発電設備の光害対策

屋根の北面に設置した場合など方角等によっては、近接する建物に一時的に太陽光パネルの反射光が差す可能性があります。

設置に当たっては、建築主と建築士等が光害について理解し、周囲への反射光に配慮することが重要です。



対応策の例

- 東西面や北面の屋根に設置する場合、反射光の方向に問題となりそうな住宅がないことを確認
- 隣接する住宅に問題となりそうな大きな窓等がある場合、太陽高度と方位を考慮し、その窓に光が差し込む可能性を検討
- 検討の結果を踏まえ、施主と対処方法を検討
- 防眩仕様の太陽光パネルの採用も検討

一般社団法人環境共生住宅推進協議会が作成した「戸建住宅の太陽光発電システム設置に関するQ&A」(編集協力:国土交通省住宅局)より抜粋

(3) 景観への配慮

区内には、良好な自然的景観の維持を目的とした風致地区があります。

また、杉並区景観計画では区内全域を景観計画区域と定め、「水とみどりの景観形成重点地区」、「一般地域」に区分して景観づくりの方針などを示し、みどり豊かな美しい住宅都市としてあり続けるための景観づくりを推進しています。

このため、再エネ利用設備の設置にあたっては、建物と一体となったデザインとするなど、景観に配慮することが望ましいです。

陸屋根に設置する場合は、建物本体からの突出感をなくすために、道路から見えない高さや配置とすることや、太陽光パネルなどの設置範囲をルーバーで囲うなどの方法もあります。

5 支援及び普及啓発に関する事項

杉並区では、建築物への再エネ利用設備の設置促進に向けて、区民や建築士に対し、以下の支援及び普及啓発を実施します。

表2 支援及び普及啓発

| 項目 | 内容 |
|--------------------------|---|
| 建築士への支援 | 建築士が建築主(区民等)へ再エネ利用設備の説明を行う際に活用できるリーフレットを作成するなど、建築士が適切に説明を行えるように支援します。 |
| 再エネ利用設備導入費用の助成(エコ住宅促進助成) | 再生可能エネルギーの利用促進や省エネに配慮した設備などを導入する方に対して、導入に係る費用の一部を引き続き助成します。 |
| 区民・事業者への情報提供 | 区民や事業者向けに、本制度の内容や再エネ利用設備導入の効果、再エネ利用設備の設置促進に資する各種助成制度を併せて案内するリーフレットを作成し、区ホームページでの案内の他、区役所本庁舎や区民事務所、図書館等で配布するとともに、太陽光発電システム普及啓発講座等においても情報提供を行います。 |
| 区での取組の情報発信 | 杉並区地球温暖化対策実行計画(事務事業編)の重点的取組「区立施設における、太陽光発電や蓄電池等、可能な限りの再生可能エネルギー設備の導入拡大」に基づき取組を進めています。 空間の有効活用の可能性について検証することを目的として設置した路面太陽光発電の発電量や区立施設に設置している太陽光発電設備導入容量を区ホームページに掲載するなど、普及啓発に引き続き努めていきます。 |

杉並区建築物への再生可能エネルギー利用設備の
設置の促進に関する計画

令和7(2025)年1月

杉並区

《目次》

| | |
|---|----|
| 第1章 計画の目的と位置付け..... | 1 |
| 1-1 背景と目的..... | 1 |
| 1-2 位置付け..... | 2 |
| 1-3 計画の期間と見直し時期..... | 2 |
| 第2章 杉並区における促進区域と設置を促進する再エネ利用設備の種類..... | 3 |
| 2-1 杉並区における促進区域..... | 3 |
| 2-2 促進区域内において設置を促進する再エネ利用設備の種類..... | 4 |
| 第3章 促進区域内で適用される措置..... | 6 |
| 3-1 建築士から建築主への説明義務..... | 6 |
| 3-2 建築主の再エネ利用設備設置の努力義務..... | 6 |
| 3-3 区市町村の情報提供等の支援に関する努力義務..... | 6 |
| 3-4 再エネ利用設備を設置する建築物についての建築基準法の特例許可..... | 7 |
| 第4章 再エネ利用設備の設置にあたって配慮する事項..... | 12 |
| 4-1 適切な維持管理..... | 12 |
| 4-2 太陽光発電設備の光害対策..... | 13 |
| 4-3 景観への配慮..... | 14 |
| 第5章 建築物への再エネ利用設備の設置促進に関する事項..... | 15 |
| 5-1 杉並区における設置促進策..... | 15 |
| 5-2 東京都と連携した設置促進策..... | 15 |
| 第6章 建築物への再エネ利用設備設置の普及啓発・機運醸成に関する事項..... | 17 |
| 6-1 杉並区における再エネ利用設備の普及啓発・機運醸成..... | 17 |
| 6-2 東京都と連携した普及啓発・機運醸成..... | 17 |
| 資料編 | |
| 再生可能エネルギーの見込量(ポテンシャル)について..... | 18 |

第1章 計画の目的と位置付け

1-1 背景と目的

2050年カーボンニュートラルの実現に向け、建築分野における太陽光発電等の再生可能エネルギーの積極的活用を目的として、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下「建築物省エネ法」という。）が改正され、令和6（2024）年4月に「建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度（以下「本制度」という。）」が施行されました。

これにより、区市町村が再生可能エネルギー利用設備（以下「再エネ利用設備」という。）の促進計画において建築物再生可能エネルギー利用促進区域（以下「促進区域」という。）を定めることで、促進区域内において、再エネ利用設備の設置促進につながる措置を講ずることが可能となりました。本制度の実施に当たっては、その手順等を解説する「建築物省エネ法に基づく「建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度」促進計画の作成ガイドライン（第1版）」（令和5（2023）年9月国土交通省。以下「ガイドライン」という。）が公表されています。

また、東京都では、令和4（2022）年9月に策定した「環境基本計画」において、2050年のあるべき姿の実現に向けて、2030年までの行動が極めて重要との認識の下、具体的な目標と施策のあり方を示しています。そのうえで、令和4（2022）年12月に改正された環境確保条例により、「建築物環境報告書制度」を創設し、令和7（2025）年4月から中小規模新築建築物を年間で一定規模以上供給する事業者に対して、再エネ利用設備の設置等を義務化することとしています。

併せて、改正建築物省エネ法で本制度が創設されたことから、都内での本制度の活用による再エネ利用設備の設置の一層の促進を目的に、「東京都建築物再生可能エネルギー利用促進計画策定指針」（令和5（2023）年12月）を作成し、公表しています。

杉並区では、令和3（2021）年11月に令和32（2050）年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにする「2050年ゼロカーボンシティ」を目指すことを表明し、ゼロカーボンシティの実現に向けて令和4（2022）年5月に新たな杉並区環境基本計画を策定しました。また、区民、事業者、区が一体となって区内各部門の二酸化炭素排出量等を削減するための具体的な取組をまとめた地球温暖化対策実行計画を策定し、脱炭素社会の実現に向けた取組を進めています。

こうしたことから、今般、更なる脱炭素化の推進に向けて、建築物への再エネ利用設備の設置を促進するため、本制度を導入し「杉並区建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置の促進に関する計画（以下「計画」という。）」を策定します。

1-2 位置付け

建築物省エネ法第 60 条第 1 項の規定に基づく、区内の建築物の再エネ利用設備設置の促進を図る計画として位置付けます。

1-3 計画の期間と見直し時期

本計画の始期は令和 7 (2025) 年度とし、終期は「杉並区総合計画」と合わせ、令和 12 (2030) 年度までとします。

ただし、社会情勢の変化や国・東京都の取組の動向等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

第2章 杉並区における促進区域と設置を促進する再エネ利用設備の種類

2-1 杉並区における促進区域

杉並区では、杉並区全域を促進区域として定めます。ただし、地区計画など他法令により形態制限がある場合は、特例許可（第3章3-4参照）の対象とはせず、他法令の制限によるものとします。

・杉並区全域



図1 杉並区内の促進区域位置図

2-2 促進区域内において設置を促進する再エネ利用設備の種類

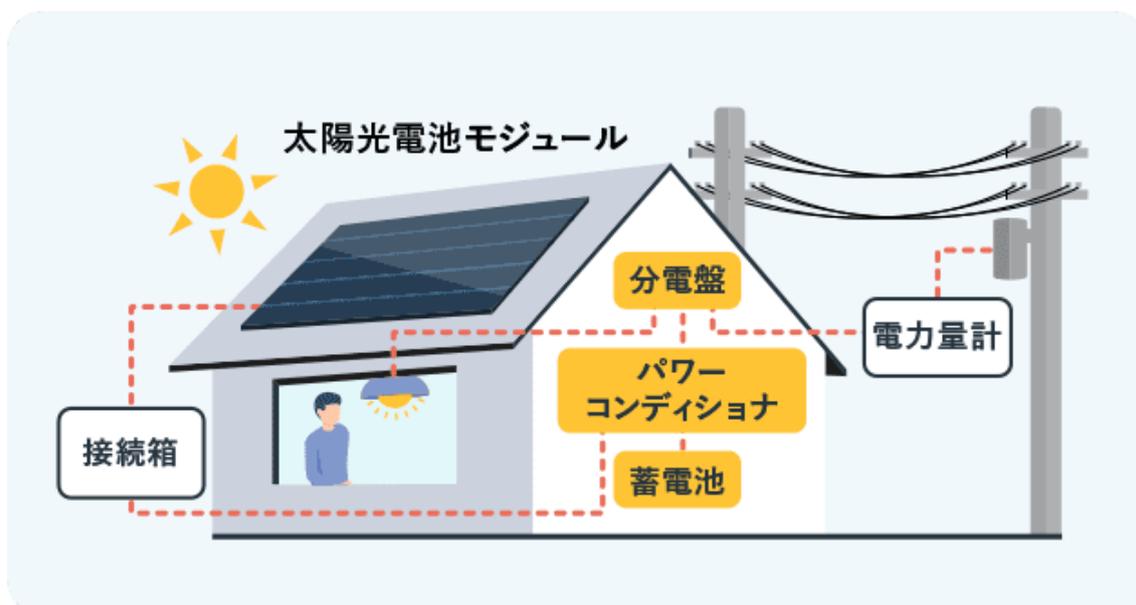
再エネ利用設備とは、建築物省エネ法規則において、太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス、太陽熱等の再生可能エネルギー源を電気又は熱に変換する設備及びその付帯設備と定められており、具体的には太陽光発電設備、太陽熱利用設備、バイオマス熱利用設備、地中熱利用設備等が該当します。

杉並区促進区域において、設置を促進する再エネ利用設備の種類は、このうち、広く利用が見込まれること、また、本制度の建築基準法の特例許可により屋上及びカーポート等への設置促進が見込まれることから、太陽光発電設備及び太陽熱利用設備とします。

・ 太陽光発電設備

太陽光発電設備は、太陽の光を利用して電力を生成するシステムです。太陽電池モジュール、接続箱、パワーコンディショナ及びケーブルから構成され、これらを分電盤につないで発電電力を供給します。

太陽エネルギーは半永久的に使用し続けることができ、太陽光発電設備は利用時にCO2をほとんど排出しないという特長を持っているため、環境への負荷を軽減しながら、持続可能なエネルギーの供給を実現することができます。

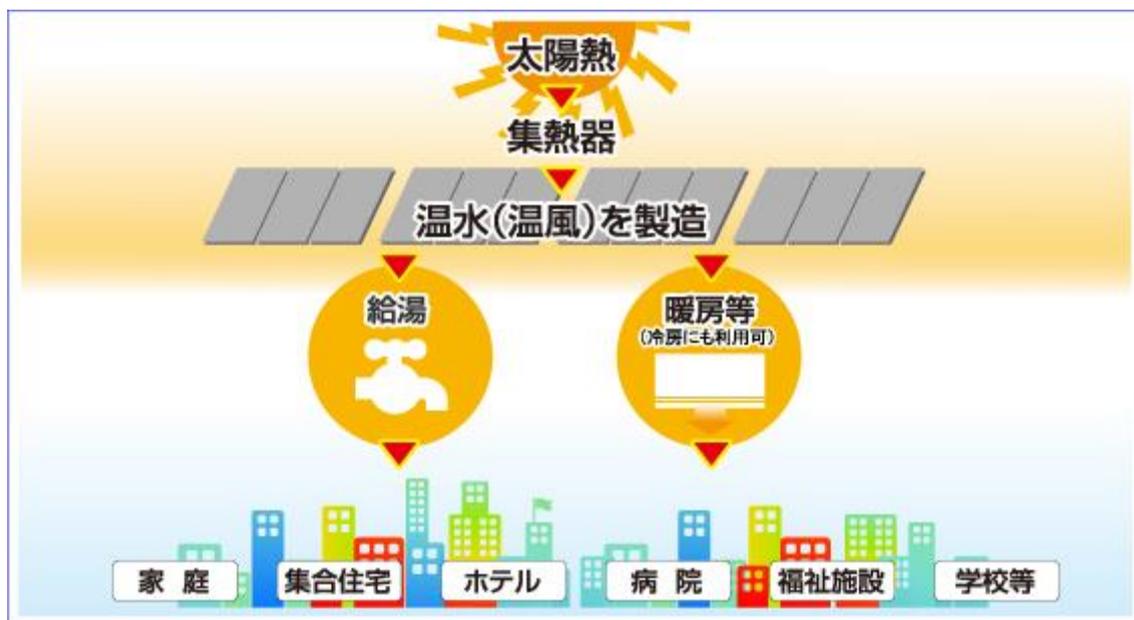


(出典：環境省ホームページ)

図2 太陽光発電設備 概略図

・ 太陽熱利用設備

太陽熱利用設備は、屋根や屋上に集熱器を設置し、水や空気を温め、その熱エネルギーを活用する再エネ利用設備です。太陽光発電設備と同様に太陽をエネルギー源としています。



(出典：資源エネルギー庁HP「あったかエコ太陽熱」)

図3 太陽熱利用設備 概略図

第3章 促進区域内で適用される措置

3-1 建築士から建築主への説明義務

建築物省エネ法では、建築士は、建築物へ設置することができる再エネ利用設備について、改正建築物省エネ法規則で定める事項を、着工前に書面を交付して、建築主に対して説明しなければならないとされています。説明事項は、設計に係る建築物に設置することができる再エネ利用設備の種類及び規模とされています。この説明事項に加え、再エネ利用設備導入の意義やメリット、設置により生じる費用等について、建築主が建築士から情報提供を受けることにより、再エネ利用設備の設置促進が期待できます。

説明義務の実施に当たっては、杉並区で作成するリーフレットを活用することができます。

説明義務の対象とする建築物

説明義務の対象とする建築物は、区内における再エネ利用設備の設置を促進するため、広く指定するものとします。ただし、法令等による現状変更の規制などにより再エネ利用設備の設置が困難である文化財等や一時的に建築される仮設建築物は対象から除外します。

よって、説明義務の対象とする建築物は、以下の用途、規模の建築物とします。

(1) 用途

文化財等及び仮設建築物以外のすべての建築物

(2) 規模

建築する床面積の合計が 10 平方メートルを超える建築物

※別途、説明義務の対象となる建築物の用途・規模を定める条例を制定します。

3-2 建築主の再エネ利用設備設置の努力義務

建築物省エネ法では、促進区域内において建築物の建築又は修繕等（建築物の修繕若しくは模様替、建築物への空気調和設備等の設置又は建築物に設けた空気調和設備等の改修をいう。）を行おうとする建築主は、再エネ利用設備を設置するよう努めなければならないとされています。

設置に当たっては、建築士から設置可能な再エネ利用設備の種類や容量、設置効果などの説明や情報提供を受けることができます。

3-3 区市町村の情報提供等の支援に関する努力義務

区市町村は、建築主や建築士が前述の義務を適切に履行することができるよう、促進区域内の建築物の建築主等に対して、情報提供、助言その他の必要な支援を行うよう努めなければならないとされています。

区では再エネ利用設備の設置促進に向けて、説明義務が生じる建築士への支援や再エネ利用設備の設置に係る費用の一部助成、また、リーフレットによる情報提供等の普及啓発を行います。（第5章及び第6章参照）

3-4 再エネ利用設備を設置する建築物についての建築基準法の特例許可

促進区域では、促進計画に定められた特例適用要件に適合する建築物に対して、建築基準法における容積率制限、建蔽率制限及び高さ制限に係る特定行政庁の特例許可を受けることが可能となります。

これにより、容積率や建蔽率の制限を超える場合や高さ制限を超える場合であっても、特例許可を受けることで、ソーラーカーポートや太陽光パネル等の再エネ利用設備を設置することができます。

特例許可に当たっては、下表のとおり、各制限の目的に応じた観点で、市街地環境への影響が軽減されていることが必要です。

表1 各制限の目的に応じた許可の観点

| | |
|---------------------|--|
| 容積率 (建築基準法第52条) | 特定行政庁が <u>交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がない</u> と認めたもの |
| 建蔽率 (建築基準法第53条) | 特定行政庁が <u>安全上、防火上及び衛生上支障がない</u> と認めたもの |
| 絶対高さ (建築基準法第55条) | 特定行政庁が <u>低層住宅に係る良好な住居の環境を害するおそれがない</u> と認めたもの |
| 高度地区 (建築基準法第58条) | 特定行政庁が <u>市街地の環境を害するおそれがない</u> と認めたもの |

〔出典〕促進計画の作成ガイドライン（国土交通省）

杉並区では、市街地環境への影響を軽減するため、建築基準法の特例許可を受けるための特例適用要件を以下のとおり定めます。許可の申請に当たっては、この要件に十分配慮し、別途定める許可基準に適合するよう設計を行うとともに、具体的な計画について、事前に特定行政庁へ相談してください。

(1) ソーラーカーポート等を設置する場合の共通の考え方

再エネ利用設備の設置に当たっては、カーポートなど、太陽光パネルや太陽熱利用設備を設置する架台の下を自動車車庫等に利用することが想定されます。その場合、高い開放性を有しない構造の建築物が設置されると、衛生上（通風・採光・日照）、

市街地環境への影響が生じる可能性があることから、この影響を軽減するため、以下の特例適用要件を定めます。

- ソーラーカーポート等を設置する場合、その架台下を「屋内的に利用しない」又は、架台下の用途が「自動車車庫」又は「通常であれば屋外的な用途」であり、交通負荷が増大しないこと
- ソーラーカーポート等を設置する場合、国土交通大臣が認める高い開放性を有する構造であること

- ・ ソーラーカーポート等
柱と屋根で構成された簡易的な建築物に太陽光パネルや太陽熱利用設備を搭載したもの
- ・ 通常であれば屋外的な用途
人が立ち入る空間として床面積が発生する半屋外的な空間
(例：長い庇の下にベンチを設置した休憩所等)

(2) 建築基準法第52条(容積率制限)に対する許可

ソーラーカーポート等を建築物の屋上若しくは陸屋根又は地上に設置する際は、基本的には建築物として床面積に算入されるため、その設置により建築基準法第52条に定める容積率制限を超えることが考えられます。

また、太陽熱利用設備においては、その規模により蓄熱槽など大型の設備を建築物内に設置する場合があります、その設置により建築基準法第52条に定める容積率制限を超えることが考えられます。

これを許可するにあたり、日影の増大、圧迫感の増大、安全上（通行・避難・消火・救助）必要な空地の喪失などの市街地環境への影響が生じる可能性があることから、この影響を軽減するため、以下の特例適用要件を定めます。

- 屋上、陸屋根若しくは地上にソーラーカーポート等を設置するもの、又は、建築物内に太陽熱利用設備に係る蓄熱槽、貯湯槽、補助熱源等を設置するものであること
- 屋上、陸屋根若しくは地上にソーラーカーポート等を設置する場合、太陽光パネルや太陽熱利用設備の設置により周囲に生じる日影について、日影規制における日影時間が増大しないこと
- 屋上若しくは陸屋根にソーラーカーポート等を設置する場合、又は、建築物内に太陽熱利用設備に係る蓄熱槽、貯湯槽、補助熱源等を設置する場合、圧迫感が増大しないこと

- 地上にソーラーカーポート等を設置する場合、敷地内に空地を有すること

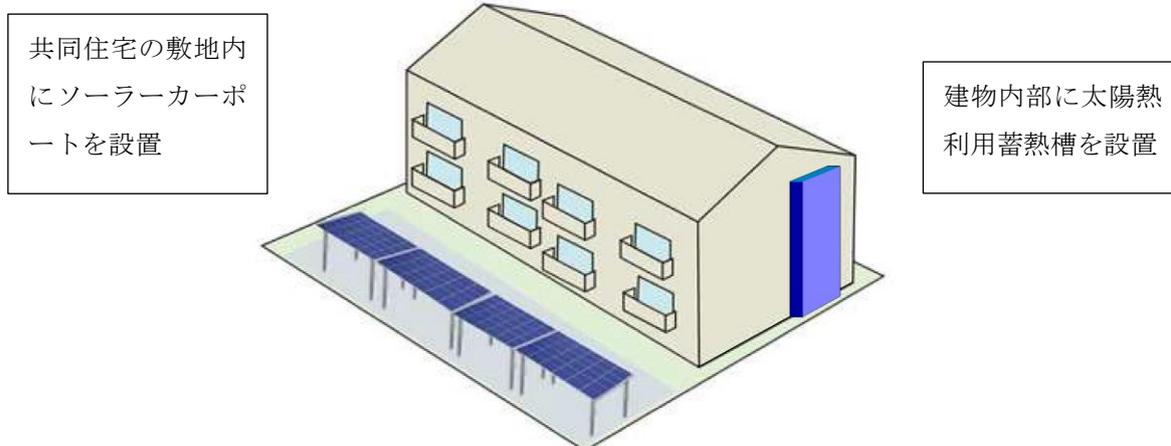


図4 容積率制限に対する特例許可の活用イメージ

(3) 建築基準法第53条(建蔽率制限)に対する許可

ソーラーカーポート等を地上に設置する際は、基本的には建築物として建築面積に算入されるため、その設置により建築基準法第53条に定める建蔽率制限を超えることが考えられます。

これを許可するにあたり、建て詰まりによる延焼のおそれ、安全上（通行・避難・消火・救助）に必要な空地の喪失などの市街地環境への影響が生じる可能性があることから、この影響を軽減するため、以下の特例適用要件を定めます。

- 地上にソーラーカーポート等を設置するものであること
- 敷地内に空地を有すること
- ソーラーカーポート等と敷地境界線との間に距離を有すること
- 避難上支障ないこと

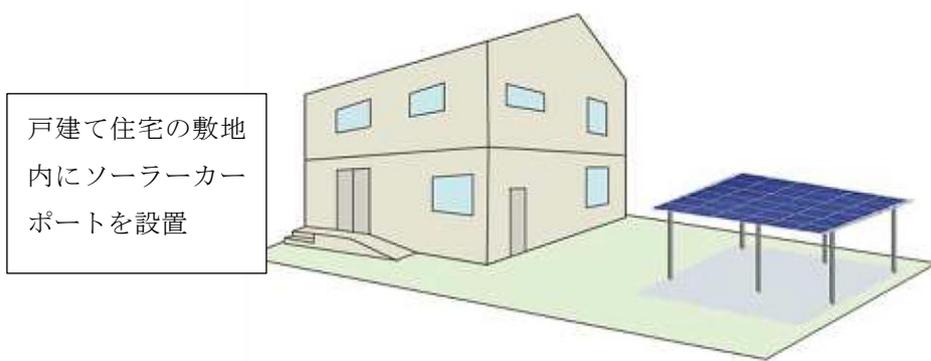


図5 建蔽率制限に対する特例許可の活用イメージ

(4) 建築基準法第55条(絶対高さ制限)に対する許可

ソーラーカーポート等、太陽光パネル又は太陽熱利用設備を、建築物の屋上又は陸屋根に設置する際は、基本的には建築設備として建築物の高さに算入されるため、その設置により、建築基準法第55条に定める第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域で定められる絶対高さ制限を超えることが考えられます。

これを許可するにあたり、低層住宅地として保護されるべき日照への支障などの市街地環境への影響が生じる可能性があることから、この影響を軽減するため、以下の特例適用要件を定めます。

- 屋上又は陸屋根にソーラーカーポート等、太陽光パネル又は太陽熱利用設備を設置するものであること
- 太陽光パネルや太陽熱利用設備の設置により周囲に生じる日影について、日影規制における日影時間が増大しないこと

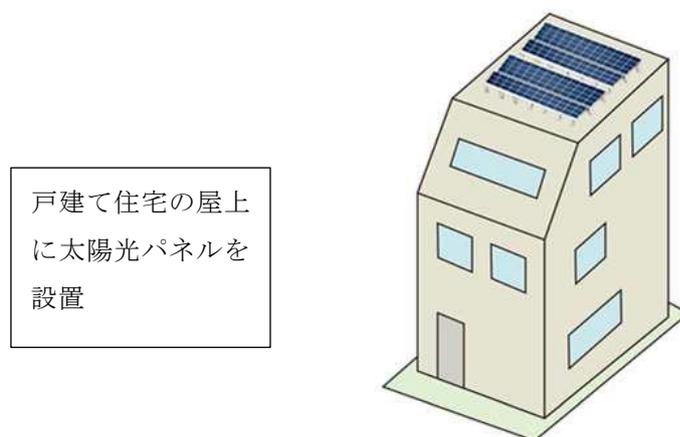


図6 絶対高さ制限に対する特例許可の活用イメージ

(5) 建築基準法第58条(高度地区における高さ制限)に対する許可

建築物省エネ法では、建築基準法第 58 条に定める高度地区における高さ制限についても特例許可の対象としています。

しかしながら、杉並区の高度地区は斜線型の高さ制限であり、北側隣地への配慮など良好な居住環境の保全を目的とした規定であることから、特例適用要件を定めず、特例許可の対象から除外します。

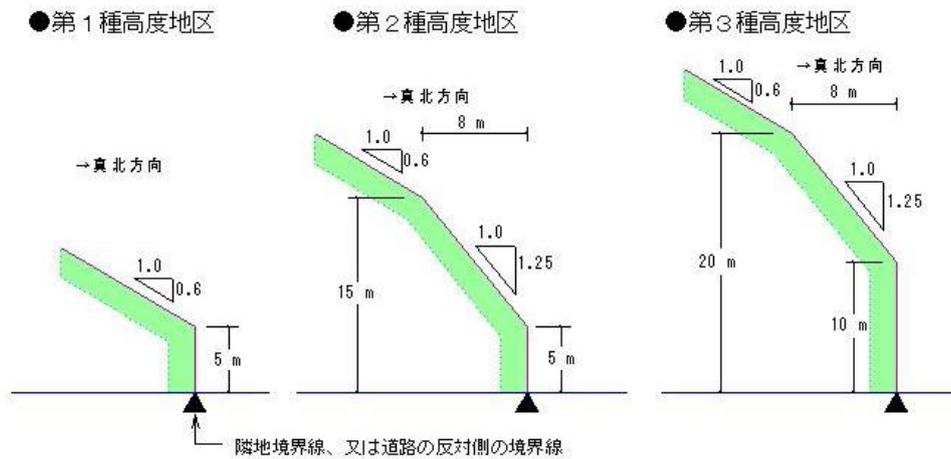


図7 杉並区内の高度地区

第4章 再エネ利用設備の設置にあたって配慮する事項

4-1 適切な維持管理

発電性能等を維持し、安全に太陽光発電設備や太陽熱利用設備を使用するためには、定期的な点検等を行い、適切に維持管理していくことが重要です。

東京都では、太陽光発電事業に関連する事業者等で構成する東京都太陽光発電設備高度循環利用推進協議会と連携して、都民向けの「住宅用太陽光発電設備を長く・大切に使うために」（東京都環境局 令和5（2023）年5月）を作成しており、専門事業者に依頼して行う定期的な点検や、日常的な発電電力量の確認が推奨されています。

また、太陽熱利用設備についても、ボイラー周囲に可燃物がないか、配管等の水漏れがないかなどを確認する日常点検や、専門業者に依頼して行う定期点検が資源エネルギー庁により推奨されています。

なお、「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」に基づく再生可能エネルギーの固定価格買取制度（FIT）では、住宅用を含めたすべての太陽光発電設備の保守点検が義務化されています。

○安全のために気を付けること

- ・パネルの確認や清掃など屋根に上って行う作業は専門の業者に依頼しましょう。
※鳥の巣は不具合の原因となる可能性もあるので注意しましょう。

○発電電力量をチェックしましょう

- ・毎月、前年同月の月間発電電力量と比較して極端に発電電力量が減っていないか確認しましょう。
- ・年に1回、年間の発電電力量を合計し、前年1年間の発電電力量から大きく減っていないか確認しましょう。

○定期的な点検

- ・一般的な住宅地では、定期的に屋根に登って掃除する必要はほとんどありませんが、「設置1年後」、「5年後」、その後は「4～5年に1度」の定期点検が推奨されています。
- ・点検項目は、設置年数や使用・故障状況により異なります。
- ・販売店・工務店・太陽光発電システムメーカーなど専門業者に相談してください。

「住宅用太陽光発電設備を長く・大切に使うために」（東京都環境局 令和5（2023）年5月）より抜粋

4-2 太陽光発電設備の光害対策

屋根の北面に設置した場合など方角等によっては、近接する建物に一時的に太陽光パネルの反射光が差す可能性があります。ガイドラインでは、一般社団法人環境共生住宅推進協議会が作成した「戸建住宅の太陽光発電システム設置に関するQ&A」（編集協力：国土交通省住宅局）を紹介しており、その中で光害についての解説を行うとともに、対策の検討が必要であるとしています。

また、東京都環境局においても、建築物環境報告書制度に係る「【新築・中小規模制度】太陽光パネル設置に関するQ&A」を公表しており、同様に光害の解説を行い、未然防止に努めることが重要としています。

こうしたことから、設置に当たっては、建築主と建築士等が光害について理解し、周囲への反射光に配慮することが重要です。

太陽光発電設備の販売店や施工業者への依頼により、反射光の方向などを確認する専門的なシミュレーションを行うことも可能なため、その結果を踏まえながら、太陽光パネルの角度や高さを調整するなどの方法があります。

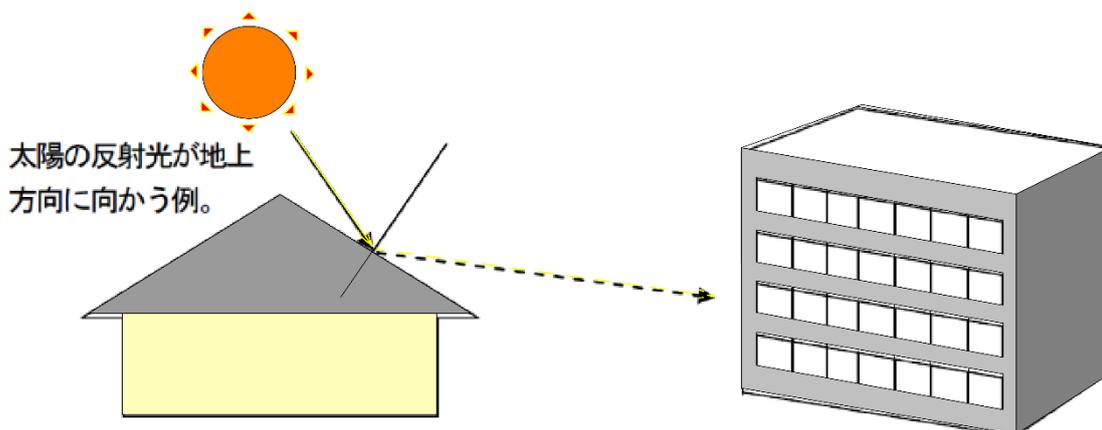


図8 光害となる反射光イメージ図

表2 ガイドラインに紹介されているQ&Aにおける光害に係る記載

| 戸建住宅の太陽光発電システム設置に関するQ&A（抜粋・要約） | |
|--------------------------------|--|
| 対応策 | <ul style="list-style-type: none">・東西面や北面の屋根に設置する場合、反射光の方向に問題となりそうな住宅がないことを確認・隣接する住宅に問題となりそうな大きな窓等がある場合、太陽高度と方位を考慮し、その窓に光が差し込む可能性を検討・検討の結果を踏まえ、施主と対処方法を検討・防眩仕様の太陽光パネルの採用も検討 |

4-3 景観への配慮

区内には、良好な自然的景観の維持を目的とした風致地区があります。また、杉並区景観計画では区内全域を景観計画区域と定め、「水とみどりの景観形成重点地区」、「一般地域」に区分して景観づくりの方針などを示し、みどり豊かな美しい住宅都市としてあり続けるための景観づくりを推進しています。

このため、再エネ利用設備の設置にあたっては、建物と一体となったデザインとするなど、景観に配慮することが望ましいです。

陸屋根に設置する場合は、建物本体からの突出感をなくすために、道路から見えないうち高さや配置とすることや、太陽光パネルなどの設置範囲をルーバーで囲うなどの方法もあります。

第5章 建築物への再エネ利用設備の設置促進に関する事項

5-1 杉並区における設置促進策

杉並区では、再エネ利用設備の設置促進に向けて、以下の取組を実施します。

(1) 建築士への支援

建築士が建築主（区民等）へ再エネ利用設備の説明を行う際に活用できるリーフレットを作成するなど、建築士が適切に説明を行えるように支援します。

(2) 再エネ利用設備導入費用の助成(エコ住宅促進助成)

再生可能エネルギーの利用促進や省エネに配慮した設備などを導入する方に対して、導入に係る費用の一部を引き続き助成します。

※詳細は杉並区 HP 【エコ住宅促進助成】杉並区再生可能エネルギー等の導入助成及び断熱改修等省エネルギー対策助成のページを参照

5-2 東京都と連携した設置促進策

東京都では再エネ利用設備導入に対する支援を実施しており、各事業の要件等に適合する場合は、杉並区の促進区域においても、活用することができます。

<東京都による主な設置促進策>

○東京ゼロエミ住宅導入促進事業

太陽光パネルの設置など一定の要件を満たす東京ゼロエミ住宅を新築する方に対して、その経費の一部を助成

○災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業

省エネ性に優れ、災害にも強く、健康にも資する断熱・太陽光住宅の普及拡大を促進するため、高断熱窓・ドアへの改修や、蓄電池、太陽光発電設備等の設置などに対して補助

○住宅用太陽光発電初期費用ゼロ促進の増強事業

住宅所有者の初期費用無しで太陽光発電を設置するサービスを提供する事業者に対し、設置費用の一部を助成

○太陽光発電及び蓄電池グループ購入促進事業

太陽光発電設備や蓄電池の導入に係る都民の負担を軽減するため、都と協定を締結する事業者が購入希望者を募集し、共同購入によるスケールメリットにより購入価格の低減を可能とする仕組み

○賃貸住宅における省エネ化・再エネ導入促進事業

賃貸集合住宅の断熱性能向上及び再エネ設備導入を促進するため、高断熱窓・ドア、断熱材の改修や省エネ診断等に係る経費及び再エネ設備導入に係る経費の一部

を助成

○地産地消型再エネ増強プロジェクト（都内設置）

都内に地産地消型再生可能エネルギー発電等設備又は再生可能エネルギー熱利用設備を設置する事業者に対して、当該設備の設置に係る経費の一部を助成

○建築物環境報告諸制度推進事業（特定供給事業者再エネ設備等設置支援事業）

建築物環境報告書制度に参加する事業者（特定供給事業者等）を対象に、都内の延べ面積が2千平方メートル未満の新築住宅及びその敷地に再生可能エネルギー利用設備等を設置する経費の一部を助成

○東京都既存マンション省エネ・再エネ促進事業

既存マンションの管理組合等を対象に、省エネ改修・再エネ導入による費用対効果の検討に要する費用を補助

第6章 建築物への再エネ利用設備設置の普及啓発・機運醸成に関する事項

6-1 杉並区における再エネ利用設備の普及啓発・機運醸成

杉並区では、再エネ利用設備の設置促進に向けて、以下の普及啓発・機運醸成の取組を実施します。

(1) 区民・事業者への情報提供

区民や事業者向けに本制度の内容や、再エネ利用設備の設置促進に資する各種補助制度を併せて案内するリーフレットを作成し、区ホームページでの案内の他、区役所本庁舎や区民事務所、図書館等で配布するとともに、太陽光発電システム普及啓発講座等においても情報提供を行っていきます。

(2) 区での取組の情報発信

杉並区地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の重点的取組「区立施設における、太陽光発電や蓄電池等、可能な限りの再生可能エネルギー設備の導入拡大」に基づき取組を進めています。

空間の有効活用の可能性について検証することを目的として設置した路面太陽光発電の発電量や区立施設に設置している太陽光発電設備導入容量を区ホームページに掲載するなど、普及啓発に引き続き努めていきます。

6-2 東京都と連携した普及啓発・機運醸成

東京都では再エネ利用設備導入のメリットや意義の周知等を実施しており、杉並区においても、積極的に情報提供を行います。

<東京都による主な普及啓発・機運醸成策>

○「太陽光ポータル」による情報発信

建築物環境報告書制度や各種助成制度、維持管理のポイントなど、太陽光発電に関する様々な情報を紹介しています。

○太陽光発電設備に係る専門電話相談窓口

太陽光発電設備の設置や維持管理に関する専門的な内容の相談を受け付けています。

資料編

再生可能エネルギーの見込量(ポテンシャル)について

設置を促進する太陽光発電設備と太陽熱利用設備について、杉並区におけるポテンシャルを確認します。

(1) 太陽光発電設備の導入ポテンシャル

環境省では、各自治体における様々な再エネのポテンシャルなどを「再生可能エネルギー情報提供システム (REPOS)」(以下「REPOS」という。)にて公開しています。

REPOSでは、建築物を公共系と住宅等に区分して設置可能面積を算出しています。公共系建築物は用途別に、それ以外の建築物は500mメッシュごとに用途別で、それぞれ算出した太陽光発電設備の設置可能面積に、設置容量原単位 (kW/m²) を乗じて導入ポテンシャルを算出しています。

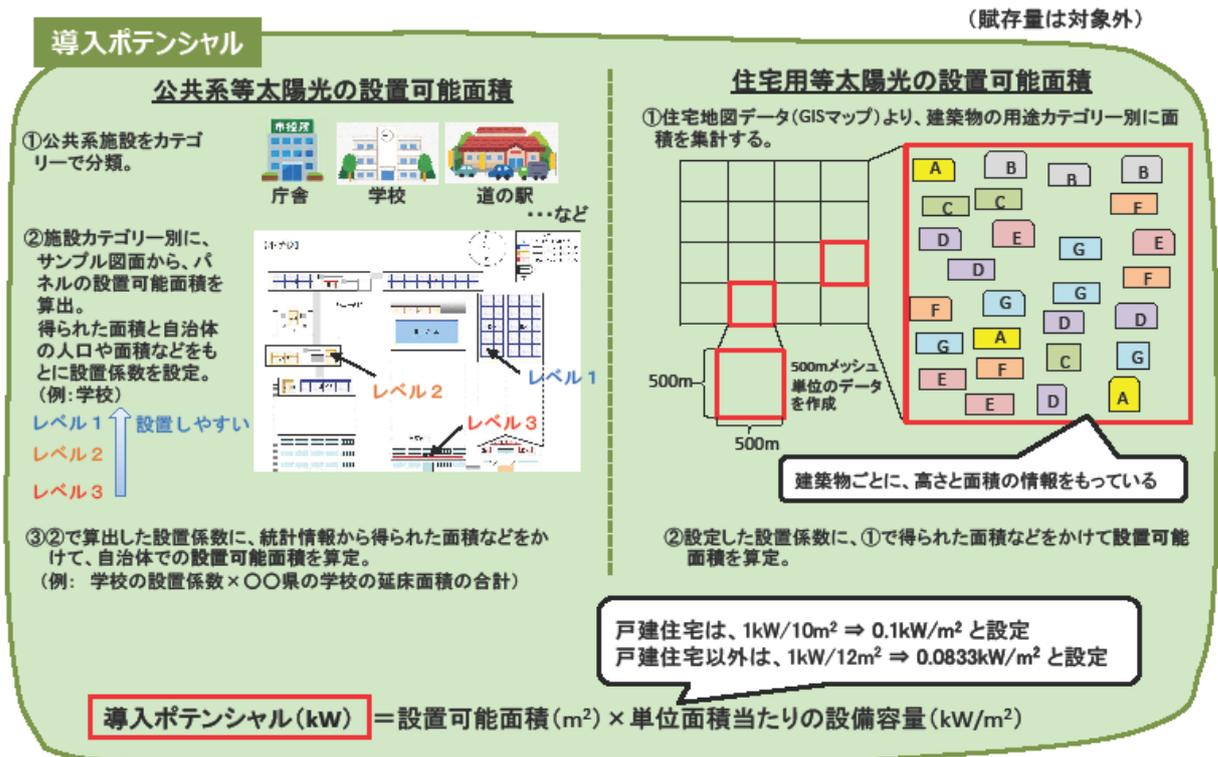


図1 REPOSにおける太陽光導入ポテンシャルの算定方法

[出典] 環境省「令和元年度再生可能エネルギーに関するゾーニング基礎情報等の整備・公開等に関する委託業務報告書」(令和2(2020)年3月)

また、経済産業省の「再生可能エネルギー電気の利用促進に関する特別措置法」に係る情報公表用ウェブサイトでは、固定価格買取制度 (FIT) で認定された設備導入量が公表されており、これを基に太陽光発電の既設置容量を把握することが可能です。

この太陽光発電導入ポテンシャル（A）から既設置容量（B）を差し引いたものを設置可能ポテンシャルと捉えると、杉並区では774,916kWのポテンシャルを有していると考えられます。

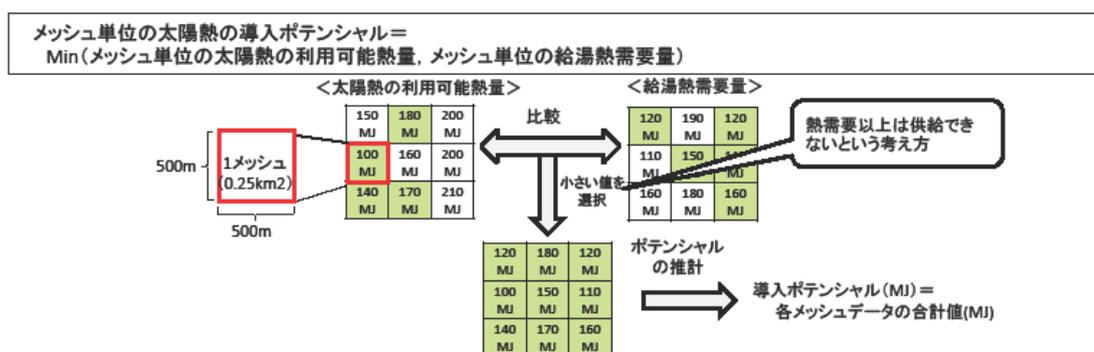
よって、杉並区内で見込める太陽光発電ポテンシャルにおける既設置容量の割合は約3.3%であり、杉並区全域で再エネ利用設備設置促進の可能性があるとと言えます。

表1 杉並区の太陽光発電設備設置可能ポテンシャル(単位:kW)

| 太陽光ポテンシャル量 (A) | 既設置容量 (B) | 設置可能ポテンシャル (A-B) | 既設置容量の割合(B/A) |
|-------------------|--------------|---------------------|---------------|
| 801,264 | 26,348 | 774,916 | 3.3% |

(2) 太陽熱利用設備

太陽熱発電設備の導入ポテンシャルについて、REPOSでは、500mメッシュごとに太陽熱の利用可能熱量（MJ）及び熱需要（MJ）をそれぞれ算出した上で、熱需要以上は供給できないという考えのもと、双方の小さい値を当該メッシュのポテンシャルとして算出しています。



太陽熱利用の設置係数は表3-25のとおり設定した。

表3-25 太陽熱利用の設置係数

| レイヤ区分 | 設置係数の対象 | 設置係数 | | |
|----------|---------|-----------------------|------|------|
| | | レベル1 | レベル2 | レベル3 |
| 病院・レジャー | 建築面積 | 0.34 | 0.78 | 0.89 |
| 医療 | 建築面積 | 0.08 | 0.51 | 0.58 |
| 宿泊施設 | 延床面積 | Min(2㎡/戸、中規模共同住宅レベル3) | | |
| 中規模共同住宅※ | 延床面積 | Min(4㎡/戸、戸建住宅レベル3) | | |
| 戸建住宅等 | 建築面積 | Min(4㎡/戸、戸建住宅レベル3) | | |

太陽熱の利用可能熱量は下式により推計した。

$$\text{太陽熱の利用可能熱量(利用可能熱量: MJ/年)} = \text{設置可能面積(㎡)} \times \text{平均日射量(kWh/㎡/日: 都道府県別)} \times \text{換算係数} 3.6 \text{ MJ/kWh} \times \text{集熱効率} 0.4 \times 365 \text{ 日}$$

※H24～25報告書参照

37

図2 REPOSにおける太陽熱導入ポテンシャルの算定方法

〔出典〕環境省「令和元年度再生可能エネルギーに関するゾーニング基礎情報等の整備・公開等に関する委託業務報告書」（令和2（2020）年3月）

太陽光と同様にREPOSの推計によれば、杉並区では、2,397,647G J/年のポテンシャルを有していると考えられます。

表2 杉並区の太陽熱利用設備ポテンシャル(単位:GJ/年)

| 太陽熱ポテンシャル量 |
|------------|
| 2,397,647 |